

税務申告書等控えへの收受日付印廃止への対応について

国税庁において、令和7年1月からの税務申告書等の控えへの收受日付印の押捺を行わないことになりました。そのため、確定申告書に收受日付印（電子申告の場合は受領通知）が無い場合につきましては、下記の通り申請していただくようお願いいたします。

■法人の場合

法人事業者の場合、確定申告書に記載の法人番号をマスキングせずに申請していただくようお願いいたします。

■個人事業主・一人親方の場合

收受印が無い場合、確定申告書と併せて所得税の納税証明書を提出いただきますようお願いいたします。なお、下記の場合は納税証明書の提出は不要です

- 確定申告書（第二表）に税理士の署名（押印）又は、青色申告会の受領印がある場合。
- 電子申告の受領通知（メール詳細又は、受付完了通知メール等）があり、CCUS登録画面の確定申告書を添付する箇所に併せてご提出可能な場合。

なお、次ページの内容で「事業者情報登録申請書の手引」の改定を予定しておりますが、公開までしばらくお待ちください。

事業者確認書類の提出

建設キャリアアップシステムの「事業者情報登録申請」では、登録する情報を正確に証明するために登録時に事業者確認を行います。ご提出いただく事業者確認書類は、建設業許可の有無または事業所の形態により異なりますのでご注意ください（下記参照）。

- ※ 証明書類で秘匿したい部分は、黒のフェルトペンや修正液でマスキング可能ですが、「商号または名称(屋号)」「代表者名」「所在地」「資本金」は、マスキングをしないでください。
- ※ 事業者情報以外の情報（例：社員名などの情報）が記載されている場合は、必ずマスキングして(消して)ください。
- ※ 個人情報保護の観点から、マスキングすべき箇所が処理されていない場合、運営主体でマスキングする場合があります。あらかじめご了承ください。

建設業許可がある場合(法人・個人事業主・一人親方) ※下記のうち、いずれか1つ

建設業許可証明書 1点(写し)



1点のみ
提出でOK

または

建設業許可通知書 1点(写し)^{※1}



1点のみ
提出でOK

※ 資本金確認書類の提出は必要ありません。

※1 直近に建設業許可の変更届を提出している場合は、建設業許可通知書(写し)に併せて変更届(写し)を提出してください。

建設業許可がない法人の場合 ※下記のうち、いずれかの組み合わせ

確定申告書(写し)1点 ^{※2 ※6}



- ※ 法人税、法人事業税、法人住民税の確定申告書。**消費税不可。**
- ※ 電子申告の場合、受領通知を併せて添付すれば1点のみ提出で可^{※6}

1点のみ提出でOK

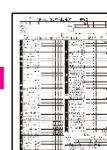
または

納税証明書(写し)1点 ^{※3}



- ※ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税のいずれかを提出

履歴事項全部証明書(写し)1点 ^{※3 ※4}



- ※ 管轄法務局またはオンラインで登記事項証明書を取得してください。
- ※ 閲覧サービスの画面プリントは不可。

計2点提出

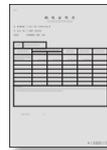
建設業許可がない個人事業主、一人親方の場合 ※下記のうち、いずれか1点または組み合わせ

確定申告書(写し)
1点 ^{※5 ※6}



- ※ **事業所得による申告額があるもの**
- ※ 電子申告の場合、受領通知を併せて添付すれば1点のみ提出で可^{※6}

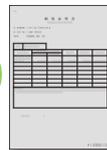
所得税の納税証明書(写し)1点 ^{※3}



計2点提出

または

消費税 または 個人事業税の
納税証明書(写し)1点 ^{※3}



- ※ 消費税か個人事業税のいずれかを提出。

1点のみ提出でOK

または

個人事業の開業届等(写し)1点 ^{※5 ※6}



- ※ 税務署提出の「個人事業の開業・廃業等届出書」(開業届)の控え または 都道府県税事務所に提出の「個人事業開始申告書」(事業開始等申告書)の控え

1点のみ提出でOK

- ※1 青森県知事許可の場合、「建設業許可指令書」を提出してください。
- ※2 確定申告書は申請日前1年以内のものに限ります。確定申告書に記載の法人番号はマスキングしないでください。審査時に法人番号を確認します。確定申告書に税理士の署名(押印)がある場合、納税証明書の提出は不要です。
- ※3 納税証明書および履歴事項全部証明書は、証明日が申請日前1年以内のものに限ります。
- ※4 設立間もない法人で、かつ申告時期を迎えていない場合は、税務署提出の法人設立届出書と履歴事項全部証明書をご提出ください。
- ※5 確定申告書や個人事業の開業届は申請日前1年以内のもの。個人番号は必ずマスキングしてください。確定申告書に税理士の署名(押印)または青色申告会の収受印がある場合、納税証明書の提出は不要です。
- ※6 電子申告の場合、受領通知(メール詳細または受信通知等)を併せてご提出ください。確定申告書の場合、納税証明書の提出は不要となります。確定申告書の控えが無い(紛失した)場合でも、「申告書等情報取得サービス」で e-Tax を通じて過去分の申告書等をPDF形式で取得することや税務署に「保有個人情報開示請求書」を提出し確定申告の控えを受け取ることができます。その場合、納税証明書の提出は不要です。電子申告の場合の確定申告書(控)の取得方法は、国税庁ホームページなどをご参照ください。